



● 水道加入負担金について

そのほかの質問

- ・まちづくり会社が観光行政に占める役割について
- ・長尾山総合公園のコンセプトについて

一般質問

問 ①市内で新たに家を建設する場合、当然に水道に加入することになる。水道に加入するには水道加入金を勝山市に支払わねばならない。この加入金に加えて、水道供給条例に基づき、加入者はその住む地域により負担金を支払うこととされている。中心市街地が7万円、その周辺部は11万5千円、平泉寺・遅羽・野向・荒土・鹿谷などは21万円、北谷等が30万円と負担金の額が定められている。この金額の積算根拠は何か。

答 ①このような地域別負担金は、水道法第14条第2項の第4号で禁止されている「特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするもの」に当たる可能性がある。福井県内で、勝山市以外に地域別負担金を求めている自治体はあるか。

③勝山市は、このような地域別負担金を撤廃する考えはあるか。

①上水道の加入負担金については、水道法第14条第1項で「水道事業者は、料金給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規定を定めなければならない」と規定しており、この規定に基づき、勝山市では勝山市水道事業給水条例において、加入金、負担金を定めている。勝山市水道事業給水条例第30条では「負担金は給水装置の新設の申込者から、区域に応じ、申込みの際、これを徴収する」と定めている。負担金は、区域事業ごとの事業費から国庫補助金、起債等を差し引いた地元負担分を、区域の戸数で割り返して算出している。市街地から村部に向けて拡張事業を実施してきたが、その区域毎の事業費及び受益者数がそれぞれ異なるため、負担金に差がでていく。

②県内の市町で勝山市同様の地域別負担金を徴収しているところはない。

③勝山市では、現在市内4簡易水道の上水道統合を進めている。統合事業完了後の平成29年度以降を目標に、市内の勝山市上下水道料金検証委員会と協議を重ね、有識者や市民を交えた勝山市上下水道料金制度審議会での議論をいただくなかで、この地域別負担金について検討していく。

トピックス

永年勤続表彰

4月27日に開催された北信越市議会議長会定期総会、及び5月31日に開催された全国市議会議長会定期総会で、安居久繁議員、山田安信議員の両名が20年以上議員在職の特別表彰を受けられました。



安居久繁議員



山田安信議員